

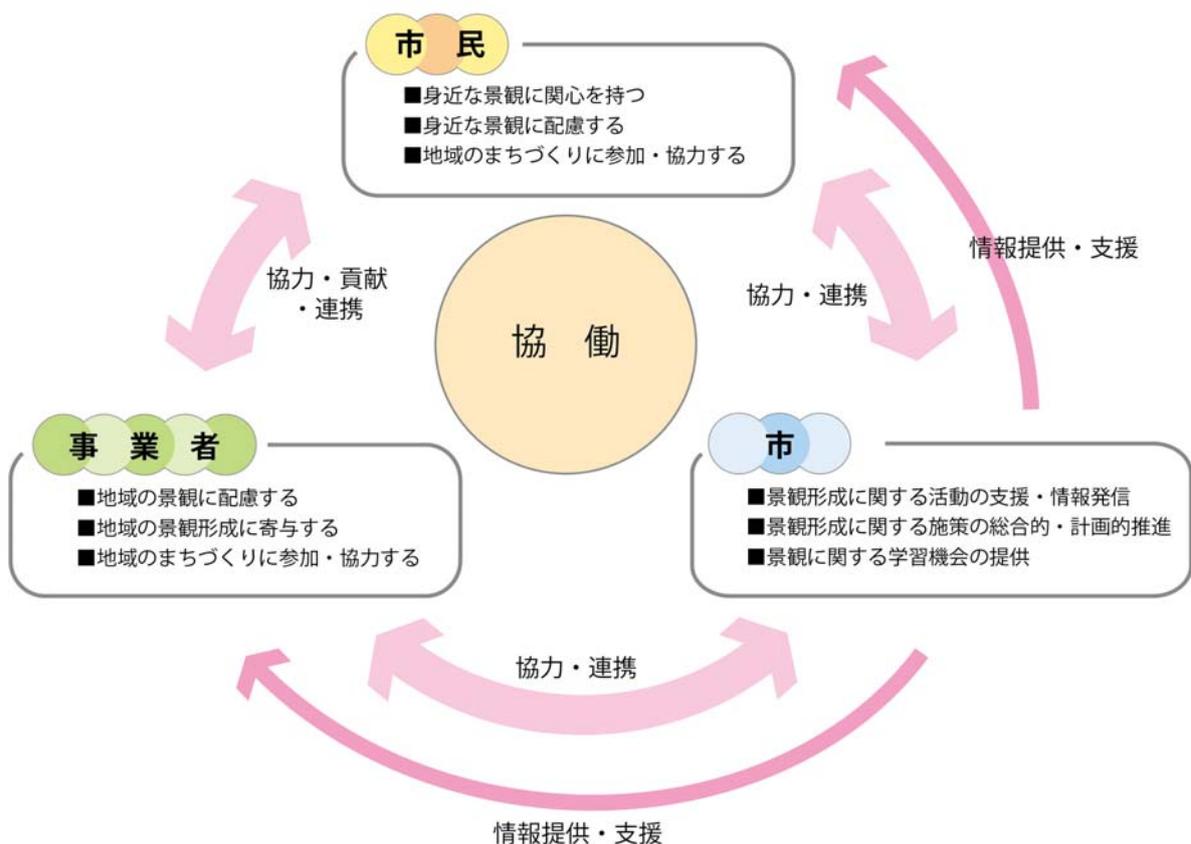
第4章 景観形成の推進

1. 景観形成の役割

景観は地域の自然や歴史、文化と人々の生活などが調和することで形成される、現在および将来にわたる市民共有の資産であり、私たちにとって新たな社会資本ともいえます。

地域の特性を大切にしながら景観形成を推進するためには、市民一人ひとりが景観づくりの担い手であることを認識し、市民・事業者・行政(市民・事業者については市民活動団体等を含む)のそれぞれが役割を理解し、互いに協力・連携しながら、地域の景観を保全、創出、育成、活用し、将来に継承していく必要があります。

今後、景観形成を進めるにあたっては、景観形成の目標像を市民・事業者・行政で共有し、協働のもとで、総合的かつ計画的な推進を図ります。



市民・事業者・行政(市)の
協働による景観形成のイメージ図

1-1. 市民の役割

■身近な景観に関心を持つ

景観は日常生活とかけ離れたところにあるものではなく、暮らしの中で目にするものです。まずは、市民一人ひとりが身近な景観に目を向け、関心を持ち、その景観の在り様について考えることが必要です。

■身近な景観に配慮する

市民一人ひとりの行為も景観を形づくる大きな要素の一つです。地域全体として調和のとれた魅力ある景観形成を進めるためには、私たち一人ひとりが周囲に目を向け、周囲への配慮を行いながら、地域の魅力ある景観づくりの担い手となることが求められています。

■地域のまちづくりに参加・協力する

地域の景観は私たちが日々の生活の中で時を重ねて育むものであり、景観形成は地域のまちづくりの成果として目に見えるものです。地域の人々が連携・協力しながら、地域のまちづくりを進めることは、景観形成を進めるうえで最も重要な取組みであり、一人ひとりが地域のまちづくりに関心を持ち、主体的に参加・協力することが望まれます。

1-2. 事業者の役割

■地域の景観に配慮する

事業者もまた市民と同様に、景観づくりの担い手であり、その事業活動により地域の景観に影響を与えることがあります。魅力ある景観形成に資するためにも、守るべき景観や創りだす景観に留意し、周囲への配慮を行いながら、事業活動に取り組むことが求められています。

■地域の景観形成に寄与する

事業者は、事業活動の在り様により、地域の景観づくりに寄与していくことを認識し、自らも地域の景観をより魅力あるものとなるよう取り組むことが求められています。

■地域のまちづくりに参加・協力する

事業者もまた市民の一人であり、地域のまちづくり活動の担い手です。地域の景観形成に資するまちづくりに、市民とともに主体的に参加・協力することが望まれます。

1-3. 市の役割

■景観形成に関する活動の支援や情報の発信を行う

市民・事業者の主体的な景観づくりを促進するために、市民・事業者と行政が協働のもと景観づくりを推進できる仕組みとして、市民・事業者による主体的な活動に対して積極的に支援を行うとともに、景観づくりに関する情報を広く発信していきます。

■景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

景観行政の主体として、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。また、必要に応じて、国や県、隣接都市に対して連携・協力を促すなど一体的な景観形成を推進していきます。

■景観学習の機会提供等による人材育成を推進する

景観の見方や捉え方、景観づくりに関する知識や取組み事例等について、教育機関や専門家、NPOや地域活動団体等と連携しながら、景観に関する学習機会を提供することなどを通して、地域の景観に対する意識の向上を図るとともに、本市の景観形成の担い手となる感性豊かな人材の育成を推進していきます。

【参考：景観法における責務（法第3～6条）】

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

2. 推進方策

良好な景観形成の推進に向けて、市として以下の方策により、市民・事業者との協働による景観づくりの仕組みを整えるとともに、景観形成を総合的かつ計画的に推進するための体制づくりに努めます。

2-1. 市民・事業者との協働を支える仕組みづくり

■地域の景観形成活動に対する支援

市民主体の景観づくりを推進する中で、景観づくり活動に対する技術支援等を含む助成や山口県景観アドバイザー制度の活用などにより、市民・事業者の景観づくりの活動を支援することに努めます。

■景観づくりに関する情報発信

景観づくりに対する市民・事業者の意識を高めるためには、まずは市内で見ることのできる多様な魅力ある景観に気付くことや、市民・事業者による景観づくりの取組みを知ることが重要です。ホームページや広報誌等を活用して、誰もが容易に景観資源や景観づくりに関する情報を入手できる環境を整備し、積極的な情報発信を行います。

■景観写真展等の開催

市内の魅力的な景観を市民一人ひとりが共有できるよう、市民等を中心に景観写真等の募集を行い、(仮)景観写真展等を開催します。また、これらの開催を通じて本市の有する景観を市および県内外へ広く発信し、魅力ある山口市のPRを行います。

■景観セミナー、景観シンポジウムの開催

市民や事業者の景観づくりに対する意識を高めるために、景観づくりの専門家や先行的な取組みを行っている地域の代表者等を招いた景観セミナーや景観シンポジウム等を開催し、景観形成に関する知識や情報を提供します。

■景観教育、景観学習の実施

景観に関心を持ち、美しいものを美しいと感じることができるよう「景観を見る目」を養うことは、豊かな感性を持つ人材育成につながります。子どもの頃から、地域の歴史や文化を学び、景観を通して地域の魅力を感じることができるよう、教育機関や地域活動と連携しながら、景観教育や景観学習の機会を提供します。

■表彰制度の活用

良好な景観形成には、市民・事業者による継続的な活動が重要な役割を果たします。地域の景観に配慮した建築物や工作物等、また、市民・事業者等が主体となった景観づくり活動を表彰し、これらを広く発信することで景観づくりへの意識の醸成、意欲の向上を目指します。

2-2. 総合的かつ計画的な景観施策の推進に向けて

■景観法を活用した景観形成施策の実施

景観法に基づく景観計画を策定し、地域の景観に配慮した建築・開発行為等を誘導するため、景観形成に関するルールを定め、良好な景観の保全・形成を推進します。また、景観計画区域内で特に良好な景観の形成を図る必要がある地区については、重点地区の指定を検討します。

また、景観重要樹木や景観重要建造物の指定に関する方針を掲げ、地域の景観づくりに重要な地域資源の保全を目指します。

■その他の制度を活用した景観形成施策の実施

景観形成には、景観法に基づく制度以外にも多様な制度が活用できます。都市計画法による土地・建物の利用に関する制度や、屋外広告物法に基づく看板やサイン等に関する規制・誘導方策、都市緑地法に基づく緑化の推進に関する制度、文化財保護法に基づく歴史的なまちなみや歴史的遺産の保存・整備など、多様な法制度を活用することにより、総合的な景観形成施策の推進に努めます。

■景観に配慮した公共事業の実施

道路や公園、河川等の公共施設は、その整備のあり方が周囲の景観に影響を与える場合も多いことから、良好な景観形成に配慮した公共事業の推進に努めます。

■複合分野での協力・連携

景観形成には、土木・建築・都市計画、農林漁業、教育、文化、観光などの多様な分野が連携し、景観の目標像に向けて一体となって取り組むことが必要です。

景観行政を進めるにあたっては、これらの複合分野間での協力・連携が不可欠であり、景観形成に関連する庁内部局で構成された景観形成推進連絡会議を活用し、継続的な連携・調整を図ります。

■景観形成に向けた体制づくり

専門的かつ多様な見地から審議する審議会等により、良好な景観の形成に向けた継続的な体制づくりに努めます。

また、景観形成に関して多様な主体が協議を行う景観協議会や、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理等を行う景観整備機構等の指定・活用を図ります。